

Q 市町村合併への対応は

A 住民投票で民意を問う



▲村政懇談会の様子

Q1 「市町村合併に関するアンケート」の結果を受けての、住民の意向と今後の対応を伺います。

A1 2月1日から15日にかけて、無作為に抽出の3,000人を対象に調査しました。2月末締め速報値と14年7月の結果を比較すると「回収率」は41.7%で4.3%増加しています。



柳村 一議員(新志会)

「合併の必要性」は合併をする必要がない・どちらかといえば合併をする必要がないの割合が61.3%で5.6%増加しています。このことは、前回より合併に反対する住民の考えが現れた結果と考ええます。

今後も住民の意向を定期的に把握し、議論を深める必要があり、最終的には住民投票で意思決定したいと考え、今年の秋頃までに条例制定に取組みます。

Q2 ①村政懇談会の状況と課題は。②お気軽トークの今後は。③住民の提言を反映させる施策は。

A2 ①今年度は、5会場76人という少ない参加人数でした。周知方法、開催場所・日時、参加対象範囲など反省する点がありました。今後は、情報公開と住民参画を推進するため、政策課題的なものに応じて懇談会を開催していきます。②普段あまり意見や要望を聞く機会が少ない住民の話聞くこと

ができ、担当部署で事務事業計画などの参考にしています。20年度も継続して実施します。

③各種懇談会他に、窓口、ホームページ、投書箱などで提言を取り入れ、庁内で情報の共有を図り村政に反映させて行きます。

住民の声を反映させるパブリックコメントも、統一的な運用を図るための整理を行います。

Q3 予算を伴わない取組みであるゼロ予算事業への考えを伺います。

A3 厳しい財政見通しの中、経費をかけないでより良い行政サービスを推進することは、地方自治体として至上命題あり、職員による一層の創意工夫が求められます。今後、先進地の事例を参考に検討します。

議員提出議案

道路整備財源の確保を求める意見書(抜粋)

本村は、人口5万3千人を超える全国1位の村になったものの、道路に対する依存度が高いにもかかわらず、地域間を結ぶ幹線道路の整備が立ち遅れた状況にあり道路整備を求める道路利用者の声は切実で緊急の課題となっております。

つきましては、国においては、地方の道路整備の重要性を深く認識され、道路財源の確保に万全を期されるよう、次の事項について、特段の配慮を講じられるよう強く要望します。

記

- ①地域の活性化に資する道路整備や維持管理などを計画的に推進するため、必要となる財源を確実に確保すること。
- ②地方の道路整備が確保されるとともに、地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月7日
岩手県滝沢村議会

■提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・
総務大臣・財務大臣・国土交通大臣・経
済財政政策担当大臣

飼料・資材高騰による酪農経営危機に対する支援を求める意見書(抜粋)

本村の酪農は、農業粗生産額の33%(村勢統計より平成16年度)を占める重要な産業です。また、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能の発揮を通じて住民のくらしに重要な役割を果たしています。

今回の飼料価格の高騰は、アメリカ政府がバイオ燃料の増産を打ち出し、飼料の主原料であるトウモロコシのシカゴ相場が前年の2倍以上にはね上がっているためです。

記

- ①融資制度を充実すること。
- ②配合飼料価格安定制度の基金に国が積み増しすること。
- ③加工原料乳補給金や食肉・子牛の基準価格を引き上げること。
- ④乳価を引き上げるよう支援すること。
- ⑤国産飼料を増産する取り組みへの支援を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日
岩手県滝沢村議会

■提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総
理大臣・財務大臣・農林水産大臣

原油価格等の高騰に対する農業経営安定の確保を求める意見書(抜粋)

本村の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、米価の下落をはじめ農家の高齢化や担い手不足等により、これまでに見えない非常に厳しい状況にあります。国においては、農業経営が安定し、将来に展望が持てる農業政策の支援措置を講じるよう、下記事項について強く要望します。

記

- ①輸入飼料に依存しない自給飼料の増産対策を継続するとともに必要な財源を確実に確保すること。
- ②配合飼料が高止まった場合においても補てんが継続されるよう配合飼料価格安定対策の充実強化を図ること。
- ③輸入穀物の高騰を踏まえ、水田を活用した飼料用米の生産及び流通対策の拡充を図ること。
- ④農業用軽油及び農業者等に対する軽油引取税の免税制度の見直しを図り、免税措置の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日
岩手県滝沢村議会

■提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・
総務大臣・財務大臣・農林水産大臣